②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～	人数計
0円						
1円～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～12,750円						
人数計						

（備考）

１．事業年度末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名（　　）

①他の企業年金なしの場合（令第11条第１号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～25,499円	25,500円
0円						
1円～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～25,499円						
25,500円						
25,501円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～50,999円						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～12,749円	12,750円
0円					
1円～ 5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～12,749円					
12,750円					
12,751円～20,000円					
20,001円～25,499円					

（備考）

１．法第３条第３項第７号の２に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

３．実施事業所ごとに記載すること。

附　則

この命令は、平成二十四年一月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百四十六号

交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）第八条の規定に基づき、交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　総務大臣　川端　達夫

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令（昭和六十二年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号ロ中「合算額と第四号イ」を「合算額、第四号イ」に、「合算額との合計額」を「合算額及び第五号イの規定により算定した額の合算額の合計額」に改め、同号ハ中「区域内の市」を「区域内の市町村」に、「される市」を「される市町村」に改め、同号ニ中「市」を「市町村」に改め、「合算額」の下に「と第五号ロの規定により算定した額の合算額との合計額」を加え、同項第三号中「次号に掲げる市」を「次号及び第五号に掲げる市町村」に改め、同項に次の一号を加える。

五　道路法第十七条第三項の規定により都道府県道の管理を行う町村（令第四条第六項の規定により交付金を交付しないこととされる町村を除く。）　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）に錯誤があつた交付時期において当該町村について令第四条第三項の規定により算定した額を乗じて得た額

$$\left(\frac{\text{錯誤を修正した後の当該町村における交通事故の発生件数}-\text{交付の基準となつた当該町村における交通事故の発生件数}}{\text{交付の基準となつた当該町村における交通事故の発生件数}}\times 2+\frac{\text{錯誤を修正した後の当該町村の人口集中地区人口}-\text{交付の基準となつた当該町村の人口集中地区人口}}{\text{交付の基準となつた当該町村が当該町村の人口集中地区人口}}+\frac{\text{錯誤を修正した後の当該町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長}-\text{交付の基準となつた当該町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長}}{\text{交付の基準となつた当該町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長}}\right)\times\frac{1}{4}$$